

## 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画中間案に寄せられたご意見と本市の考え方（42件）

### ○計画全般についてのご意見（2件）

No.	ご意見	本市の考え方
1	2ページの第1章5「持続可能な開発目標（SDGs）との関係」について、中間案には、仙台市としてSDGs（持続可能な開発目標）に取り組む目的や掲げる施策の方向性が十分に記載されていません。取り組む目的や掲げる施策の方向性を明示し、市民がよりわかりやすいものとなるよう記載の工夫を求めます。	SDGsにおける17の目標のうち、当計画では特に「すべての人に健康と福祉を」及び「住み続けられるまちづくりを」が関連しますが、これらの取り組みの実現については、当計画に基づいた高齢者保健福祉施策の総合的な推進を図ることで貢献するものと考えていることから、原案のとおりとさせていただきます。
2	34ページの【新型コロナウイルス感染症への対応】について「対面や接触を前提としていた」活動からの転換と工夫についての記載がありますが、介護ロボットやICTの活用及びリモート機器によるコミュニケーションの確保には様々な前提条件が揃うことが必要であり、そもそも生身の高齢者を相手に果たして有効なのか相当に疑問です。非現実的ではないかと考えます。 むしろ、従来のコミュニケーション手段である電話による方法を拡充させていった方が得策であり、より高齢者に寄り添う方法ではないかと考えます。 クライアントである高齢者と行政、包括支援センター、民生児童委員、社会福祉協議会等とが拡充された福祉電話でつながり必要なコミュニケーションをとることが大切であり、これが現実的対応ではないでしょうか。フレイル現象が取りざたされる今日、既存の社会資源を利用した電話によるトークを見直し拡充すべきと思います。	「対面や接触を前提としていた」活動からの転換と工夫につきましては、ご意見にございます電話によるコミュニケーションのほかにも、ICTを活用したコミュニケーション等も有効な手段であり、高齢者のみなさまの環境や状態に応じたコミュニケーションを支援していくことが重要であると考えております。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでに、実施した事例としまして、民生委員児童委員や地区社会福祉協議会、老人クラブにおいて電話なども活用した見守り活動を実施したほか、老人憩の家にアンケート調査を実施し、新型コロナウイルス感染症予防に関する好事例を各施設で共有するなどの取り組みを行いました。今後も状況に応じた適切な方法により、高齢者の健康維持・介護予防への取り組みを支援してまいります。

### ○現行計画の取り組み状況についてのご意見（6件）

No.	ご意見	本市の考え方
3	6ページの[介護予防事業対象者把握]の取り組みにおいて、把握数と通所型短期集中予防サービス参加者数しか表示されておらず、実際にどの程度の人数にチェックリストを送付し、返送されているのかがわかりません。高齢者においては、目が不自由、書字が困難、投函場所まで行けないなど、介護予防事業が必要な方こそ返送できない事例が多数あるかと思えます。 送付数及び未返送者数の記載とともに、未返送者への支援についてどのような課題と方針を持って当たられるかも記載をお願いします。	ご意見を踏まえ、豊齢力チェックリストの送付者数と返送者数を追記します。 なお、未返送者につきましては、ご意見にありますように、何らかの支援が必要な方がおられることが想定されますので、地域包括支援センターの職員が戸別訪問を行うなどして、その方の状態の把握に努め、必要な支援につなげる取り組みを行っております。
4	8ページの＜多彩な生涯学習の展開＞について、ここで言及されている具体的事例が健康福祉局所管の健康福祉事業団（豊齢学園）と老人福祉センターだけで、それよりはるかに多くの市民が利用する（利用できる）地域の市民センターにおける講座・サークル活動や老壮大学・明治青年大学など教育局や市民局・区役所が所管している事業には触れられていないのは非常に残念。	現行計画に基づく取り組みは多岐に渡っているため、中間案では抜粋して記載しておりますが、計画案では、第4章の施策2（高齢者が生涯活躍することのできる環境の整備）における主な取り組みとしまして、市民センターにおける講座やサークル情報の提供をはじめ、高齢者のためのIT講座なども記載いたします。

No.	ご意見	本市の考え方
5	8ページの[シルバー人材センター等による就労機会の提供等]について、シルバー人材センターでは「仕事のあっせん」は行っておりません。したがって、該当部分に関する訂正をお願いいたします。  シルバー人材センターによる臨時的・短期的な仕事のあっせん →シルバー人材センターによる臨時的・短期的な就業の場の提供	ご意見を踏まえて、「仕事のあっせん」という記載を「就業機会の提供」に修正いたします。
6	8ページの[シルバー人材センター等による就労機会の提供等]の実績について、契約金額・件数も請負・委任の分だけで派遣が含まれていないことから訂正をお願いいたします。  平成30年度 1,120,997千円 7,454件 →1,150,923千円 7,537件 令和元年度 1,118,102千円 7,459件 →1,166,371千円 7,606件	ご意見を踏まえて、派遣業務の実績も追加いたします。
7	<安心できる暮らしの確保>について、10ページには消費生活センターという市民局所管の事業が出てくるわけだし、市民にとって身近な事業に関してはもう少し幅広に事例を示してもよいのではないかと思います。	現行計画に基づく取り組みは多岐に渡っているため、中間案では抜粋して記載しておりますが、計画案では、第4章の施策3(自立した生活を続けるための生活支援体制づくりの強化)における主な取り組みとしまして、高齢者の消費者トラブル見守りや交通安全教室のほか、災害に備えた各種の取り組みも記載いたします。
8	中間案では、これからの目標や方針などが記載されているが、現行計画の達成状況がはっきりしないと、これからの3年間の計画に対する信頼性が少し弱いとか不安な点があるので、少なくとも前期計画をどれだけ達成したかというのを踏まえて、次の目標を設定するというアプローチをしてもらわないと夢物語になりがちなので、その点をどうお考えなのか。	現行計画の取り組み状況や取り組みへの評価と課題については、中間案の6ページから16ページにかけて記載しております。 次期計画期間においては、令和4年に後期高齢者(75歳以上の高齢者)の数が前期高齢者(65～74歳までの高齢者)の数を上回ることや、一人暮らしの高齢者世帯や65歳以上のみの世帯が増加していることから、健康寿命を延ばす取り組みや、地域における暮らしを支えるための取り組みの強化などがさらに必要であると考えております。

○高齢者保健福祉施策を推進していく上での課題等についてのご意見（4件）

No.	ご意見	本市の考え方
9	17ページの「現行計画の課題」について、②生きがいを感じながら生涯活躍し続けることができる環境の整備で、「生涯活躍」の中に「働く」、「就労」という直接的なワードが出てこないのは残念。「生涯現役」へのなにかがしかの言及があるべきと思います。	ご意見を踏まえ、計画案では「②生きがいを感じながら生涯活躍し続けることができる環境の整備」の説明文に「就労」という文言を記載いたします。
10	17ページの現行計画の課題で、④「地域のつながりの強化・支え合いの体制の強化」について、ここでは、高齢者が見守りの対象となっていることは読み取れるが、高齢者自身が「支え手」になるという点を読み取りにくい。ここでそのニュアンスを入れることにより、⑤において高齢者が認知症サポーターになることなどを含め、様々な可能性が広がるのではないのでしょうか。	ご意見のとおり、高齢者自身が「支え手」となる点につきましては、当計画において重要であると考えており、17ページの②生きがいを感じながら生涯活躍し続けることができる環境の整備を進めることにより、「支え手」ともなる社会参加活動の支援に取り組んでまいります。

No.	ご意見	本市の考え方
11	18ページの「地域共生社会の実現に向けた取り組み」について、「参加支援」に記載されている「就労を希望する高齢者への就労機会の提供」は、「高齢者の多様なニーズに応じた就労機会の提供」といった表現の方が今後益々望まれるであろう実態に近いと考えます。	ご意見を踏まえ、「就労を希望する高齢者への就労機会の提供」という記載を「高齢者の多様なニーズに応じた就労機会の提供」に修正いたします。
12	18ページの第2章3(3)「新型コロナウイルス感染症への対応」について、仙台市は介護事業者等へ新型コロナウイルスの影響による経営実態を把握し、国の財源も確保しつつ独自の支援策について検討する方向性を明示すべきです。 また、令和2年～3年にかけての新型コロナウイルス感染拡大を防止する介護現場の取り組みを教訓としてまとめ、次の災害へ備えるための仙台市のリーダーシップを明記すべきです。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営状況の悪化がみられる事業者への支援については、今後の感染拡大の状況やサービス利用動向などを踏まえて検討を行う必要があることから、計画に明示することは困難ですが、引き続き状況の把握に努めてまいります。 また、感染症拡大防止に係る介護現場の取り組みを共有することについては、計画案の第6章（効果的な介護サービス基盤の整備）における主な取り組みに記載いたします。

○【施策2】高齢者が生涯活躍することのできる環境の整備についてのご意見（3件）

No.	ご意見	本市の考え方
13	8ページの＜多彩な生涯学習の展開＞について、市民による自主的な活動の盛んな仙台においては、シニアネットやシニアサロン、井戸端会議など、高齢者自身が学びの機会をつくり、また高齢者支援の担い手ともなるNPOなどの活動も数多くあります。 民間の動きについての具体名を挙げた記載が、民児協や地区社協、老人クラブのような公的関与の強い組織に留まるのはとても残念です。 固有名詞を出しにくいなら、「NPOなどの市民活動」といった標記だとしても、純粋に民間の動きにも目を向けてほしいと願うし、その方が本計画の趣旨に合っているのではないかと思います。大学などの高等教育機関やビジネスとして企業が提供する生涯学習の機会も、ある意味「成長分野」としてとらえ、推進する立場を明確にすべきではないでしょうか。	計画案では第2章（高齢者が生涯活躍することのできる環境の整備）における主な取り組みとして、ボランティア活動やNPO活動等の支援について記載いたします。今後ともNPOなどの活動も注視しながら、高齢者保健福祉の推進に向けて努めてまいります。
15	21ページの第3章施策2について、「多彩な学びの機会」は「学び続けたい人のために多彩な学びの機会を提供する」とはならないのに、なぜ就労だけ「就労を希望する高齢者への就労支援」と条件付きになるのでしょうか。「多様なニーズに応じた就労機会の提供」とすれば「希望する・しない」を無理して分ける必要はなくなるのではないかと考えます。	ご意見を踏まえ、「就労を希望する高齢者への就労機会の提供」という記載を「高齢者の多様なニーズに応じた就労機会の提供」に修正いたします。
16	24ページの第4章施策2について、(1)の多彩な生涯学習は「高齢者の学びのニーズ」に応えるとなっているのに、なぜ(2)社会参加の推進では、就労を「就労を希望する高齢者への継続的な就労機会の提供」となるのか。「多様なニーズに応じた就労機会の継続的な提供に向けた取り組み」でよいのではないかと考えます。	ご意見を踏まえ、「就労を希望する高齢者への就労機会の提供」という記載を「高齢者の多様なニーズに応じた就労機会の提供」に修正いたします。

○【施策3】自立した生活を続けるための生活支援体制づくりの強化についてのご意見（6件）

No.	ご意見	本市の考え方
17	<p>9ページの「災害時要援護者情報の登録」について、町内会、民生委員等では高齢化が進行し、地域包括支援センターも基本業務に忙殺され、扱いや対応に苦慮しているのが実態としてあります。</p> <p>仙台市は、援護の必要性を判断するシステムに変更するとともに、地域の支援体制づくりが進むよう、地域における取り組みを主体的に支援する具体的施策を明示すべきです。</p>	<p>災害時要援護者支援につきましては、東日本大震災のような大規模災害時においては、公的機関による支援には限界があり、地域の皆様から「知っていれば助けられた」、「声を掛けてもらって助かった」といった声が聞かれました。この「知っていれば助けられた」という部分について、地域の皆様のご協力をいただきながら体制を作っていくための方策として情報登録制度を実施しております。一方、地域での取組み方などについて苦慮しているとの声も伺っており、地域の支援体制づくりが進むよう、引き続き勉強会でのアドバイザーの派遣や他地域の事例の紹介などを行ってまいります。</p>
14	<p>9ページの「災害時要援護者情報の登録」及び26ページの施策3(2)①「災害対応力の強化」に関して、登録後の対応が町内会や民生委員に一任されているため、町内会によってはマンパワーが足りず、頂いたリストが活用されず、そのままになっている現状があります。助け合い・互助と言いますが、町内会非加入の方も登録されており、その支援をどのように行うべきか悩まれている現状もあります。登録した方は、登録したのだから災害時には助けてくれると思っていますが、実際には安否確認もできない(しないと決めている)町内会が多数あると聞いています。</p> <p>登録制度を作るだけでなく、本制度をどのように活用するのか、実効性のある支援をお願いします。</p>	<p>災害時要援護者支援につきましては、東日本大震災のような大規模災害時においては、公的機関による支援には限界があり、地域の皆様から「知っていれば助けられた」、「声を掛けてもらって助かった」といった声が聞かれました。この「知っていれば助けられた」という部分について、地域の皆様のご協力をいただきながら体制を作っていくための方策として情報登録制度を実施しております。一方、地域での取組み方などについて苦慮しているとの声も伺っており、地域の支援体制づくりが進むよう、引き続き勉強会でのアドバイザーの派遣や他地域の事例の紹介などを行ってまいります。</p>
18	<p>26ページの第4章施策3(2)①「災害対応力の強化」について記載がありますが、高齢者は災害弱者でもありますから、助け合いの担い手の代表格である町内会を明記した方が良いと思います。</p>	<p>災害時には、地域において活動するさまざまな団体が、その地域の実情等に合わせて支え合うことが大切と認識しておりますことから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
19	<p>27ページの第4章施策3(3)②「高齢者の権利擁護」について、最も社会的弱者である人々の権利擁護を実現するためには、市町村申し立てが円滑に行われることが必要であると考えます。</p> <p>しかし、市長申し立て成年後見制度実施件数は少なく、成年後見制度が開始されるまで時間がかかり、利用者への迅速な支援ができないなど、利用促進や運用面での課題もあります。</p> <p>今後も独居老人の増加などにより、市町村長申し立てに対する需要は増えていくと見込まれることから、成年後見制度の市長申し立てについて状況の実態把握を行い、適切な予算措置と利用者本位の運用について明記すべきです。</p>	<p>成年後見制度の市長申し立てにつきましては、制度上の手続き等により、ご相談をお受けしてから後見開始までに通常2～3か月程度を要します。このため、身体・生命に重大な危険が生じているなど急を要する場合には、福祉事務所の権限による措置等により一時的な保護を図るなどしており、これらに係る費用についても必要額を措置しているところです。</p> <p>ご意見のとおり、市長申し立を含め成年後見制度利用の需要は今後ますます増加するものと思われまことから、計画案の第3章(自立した生活を続けるための生活支援体制づくりの強化)における主な取り組みとしまして、成年後見制度の活用に関する相談・支援や市民後見人の養成などを記載するほか、今後も関係機関等との連携を強化しながら、一層適切に権利擁護が図られるよう取り組んでまいります。</p>
20	<p>27ページの第4章施策3(4)①「多様な居住環境の整備」について、高齢者がそれぞれの身体や生活の状況に応じ、快適に暮らしていけるよう、高齢者向けの多様な住まいや住環境を整えるため利用しやすい制度となるよう、制度を見直し、再検討すべきです。</p>	<p>高齢者向け住宅の整備や現在のお住まいへの改修等への支援には様々なものがあり、ご相談等の窓口も多岐にわたります。ご意見を踏まえ、それぞれの制度の担当課で連携し、高齢者にとってより利用しやすく分かりやすい制度となるよう取り組んでまいります。</p>

No.	ご意見	本市の考え方
21	<p>昨今、身寄りがない人や親族関係が希薄な人への支援に苦慮する事例が多数見受けられます。厚生労働省においても「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」が策定されるなど、身寄りがない人への支援に注目が寄せられています。本計画案においては、身寄りがない方への支援についての記載が一切ありません。</p> <p>身寄りがない人への支援を課題として捉えているかどうか、また、支援の方向性についても記載をお願いします。</p>	<p>本市におきましても、高齢者の一人暮らし世帯の割合が増加するなど、高齢者がおかれている状況が変化しており、本人の身体状況のみならず、身寄りの有無などの人間関係も含めた生活状況を十分に把握したうえで、適切な支援を行うことが大切であると考えます。</p> <p>そのため、計画案では第4章の施策3(自立した生活を続けるための生活支援体制づくりの強化)における主な取り組みとしまして、区役所や地域包括支援センターにおける高齢者総合相談のほか、成年後見制度の活用に関する支援や日常生活を支援する各種の取り組みを記載いたします。</p>

○【施策4】地域の多様な主体が連携する地域ネットワークづくりの推進についてのご意見（件10件）

No.	ご意見	本市の考え方
22	<p>28ページ第4章施策4(1)②(ア)「地域で高齢者を見守る体制づくり」について、「民生委員児童委員や地区社会福祉協議会さらには……」としていますが、ここは最重要なところで、地域包括ケア推進の地域ネットワークづくりとしては不十分です。基本目標に記載のある関係機関の全部を記述すべきではないでしょうか。特に、町内会は外せないと思います。なぜなら、地域の実態としては民生委員児童委員や地区社協推進員等は町内会が仕切っていることが多くあるからです。</p>	<p>地域ネットワーク構築のためにはさまざまな機関の関わりが必要となりますが、これらの関係する機関がそれぞれ担う役割に応じて連携することが重要であると考えております。中間案に記載の関係機関は、あくまでも例示的なものであり、地域により関係する機関の状況が異なることもあり得ることなどから、原案のとおりとさせていただきたいと考えております。</p>
23	<p>28ページの第4章施策4(2)①「地域ケア会議を通じた連携強化」について、区主催の地域ケア会議を通じた連携が進むよう、担当職員のスキルアップの向上と各センターへの支援体制の強化を図るべきです。</p>	<p>さまざまな課題を抱えた高齢者の在宅生活を支援する上で、医療職、介護職等の専門職や行政機関が連携を深めることが重要でありますことから、担当者向けの研修の実施や市町村広域アドバイザーの派遣をするなどにより職員のスキルアップを図るとともに、センターへの支援の強化に努めてまいります。</p>
24	<p>29ページの第4章施策4(2)②(エ)「市民への情報提供・啓発」について、介護情報を提供するために作られた「介護サービスの情報の公表システム」について、周知と活用することを求めます。このシステムにおいて、介護保険サービスを利用したい人のみならず、介護の仕事を目指す人、ケアマネジャーなどにも有効な情報が記載されています。このことを広報することも求めます。</p>	<p>ご指摘のとおり、「介護サービス情報公表制度」の利用促進は、利用者がより適切な事業者選択を行うために必要な取り組みであり、広く周知することでサービスの質の確保が図れるものと考えておりますことから、計画案の第6章(介護保険事業の円滑な運営に関する方策)に記載するとともに、引き続き、制度の適切な運営と周知、利用促進に取り組んでまいります。</p>
25	<p>29ページの第4章施策4(3)「地域包括支援センターによる支援の充実」について、センターが機能を十分発揮できるよう、役割に応じた人員配置・見直しを図るための基本方針を明確に示すべきです。その上で、センターの業務量の増加に伴う人員体制の強化を賄える運営委託費とすべく、財源の確保を明記すべきです。</p>	<p>次期計画期間におきまして、現在、地域包括支援センターの業務の中で大きな負担となっている介護予防ケアマネジメントについて、職員が担当するケアプラン件数に一定の上限を設けることで業務負担の軽減を図るとともに、職員を増員する場合の人員費の原資となる委託料加算を拡充することを検討しております。ご意見の趣旨を踏まえて、地域包括支援センターへの支援に向けた取り組みを記載いたします。</p>

No.	ご意見	本市の考え方
26	区役所からの情報が少ないため、町内会や連合町内会、生活支援コーディネーターの連携ができていない状態である。関係する全ての人が「我が事」として「丸ごと」つながる暮らしの実現に向けての取り組みを進めていくべき。	住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちの実現のためには、町内会をはじめ、NPO団体やボランティアによる活動など、多様な主体による支え合いが重要であると考えております。今後も、地域に共通する課題の把握や分析、関係機関の間のネットワーク構築の推進などにより、高齢者の支え合い体制づくりの充実を図るとともに、一人ひとりが「我が事」として当事者意識を持ちながらその役割を果たすことができるよう引き続き取り組んでまいります。
27	地域包括支援センターによる地域のニーズの把握に向けた取り組みを進めていくべき。	地域包括支援センターが、地域の高齢者支援の拠点として適切に機能するためには、地域のニーズを的確に把握することが重要でありますことから、引き続き、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等の各種事業や、生活支援コーディネーターを中心とした地域ネットワーク作りなどにより、地域のニーズの把握に努めてまいります。
28	地域包括支援センターが「地域包括ケアシステムの中核」だとすれば、同センターの機能強化は一層重要ですが、介護予防や重度化防止のケアプランの作成業務が大きな負担となっており、同センターの「機能強化」を阻む足かせとなっています。従って、ケアプラン作成業務と包括支援業務の切り離し(=2枚看板の解消)は、今日でも依然として大きな課題と言えるのであり、中間案では解決の方向性を示すべきではないでしょうか。	ご指摘のとおり、地域包括支援センターにおきましては、介護予防や重度化防止のケアプランの作成業務が大きな負担となっております。現行法上、ケアプラン作成業務と包括業務の切り離しは困難ですが、次期計画期間におきまして、職員が担当するケアプラン件数に一定の上限を設けることで、ケアプラン作成業務に係る負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。これにより、保健師などの三職種が、専門分野の業務により注力できるようになるなど、各センターで業務分担の適正化や職員間の連携が進むものと考えております。
29	介護予防ケアマネジメント業務(A)と包括4業務(B)は仕事の性質や専門性が互いに違っており、保健師など三職種がこのまま兼務するのは合理的ではないのでは考えています。包括内で(A)を専ら担当するケアマネジャーと(B)を専ら担当する三職種を分離し、その上で連携するやり方が最も合理的ではないでしょうか。	ご指摘のとおり、地域包括支援センターにおきましては、介護予防や重度化防止のケアプランの作成業務が大きな負担となっております。現行法上、ケアプラン作成業務と包括業務の切り離しは困難ですが、次期計画期間におきまして、職員が担当するケアプラン件数に一定の上限を設けることで、ケアプラン作成業務に係る負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。これにより、保健師などの三職種が、専門分野の業務により注力できるようになるなど、各センターで業務分担の適正化や職員間の連携が進むものと考えております。
30	市内52か所の地域包括センターの機能強化を図るため、「機能強化型地域包括支援センター」を各区に併設することが適当ではないでしょうか。	地域包括支援センターの機能強化につきましては、機能強化専任職員(第2層生活支援コーディネーター兼認知症地域支援推進員)の配置や、各区障害高齢課地域支援係の設置、第1層生活支援コーディネーターの配置などを行ってきたところです。機能強化型地域包括支援センターの設置は現在検討しておりませんが、これまでの取組を継続するとともに、支援の充実を図ることで、センターの機能強化を図ってまいります。
31	「ケア会議」は介護予防ケアマネジメント業務として、「地域運営会議」は包括4業務として、前者は介護保険課が後者は高齢・障害福祉課がバックアップし、包括のきちんとした機能強化を図るべきです。	本市においては、平成31年度に各区障害高齢課に地域支援係を設置し、地域包括支援センターの支援を担当しております。引き続き、庁内の関係課間の連携を深めながら支援に努め、地域包括支援センターの機能強化を図ってまいります。

○【施策6】効果的な介護サービス基盤の整備についてのご意見（3件）

No.	ご意見	本市の考え方
32	22ページの第3章施策6「効果的な介護サービス基盤の整備」について、施策6の表題を「効果的な介護サービス基盤の整備とサービスの質の確保」と変更し以下の施策内容を追記すべきです。 「より多くの事業者がサービスの質の向上に積極的に取り組めるよう、中立的な第三者評価制度の周知と推進を図ります」と明記してください。	介護給付等のサービスの質の確保については、37ページの第6章に記載しておりますことから、施策6の表題につきましては、原案のとおりとさせていただきます。また、「宮城県福祉サービス第三者評価制度」につきましては、ご意見を踏まえ、計画案の第6章に記載いたします。
33	22ページの第3章施策6「効果的な介護サービス基盤の整備」について、「サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームの設置状況を考慮し」とあるのは順序が逆であり「地域の実情を踏まえ、計画的な整備」を図るのが最初にあるべきではないでしょうか。民間の設置状況に追随するのではなく、市の具体的な計画が先に整備され、コントロールされるべきではないでしょうか。	ご意見を踏まえた表現に見直しいたします。
34	以前から地域密着型サービス整備における地域基準として日常生活圏域(中学校区)に疑問を抱いておりました。 小規模多機能型居宅介護事業では、いまだ未整備である中学校区も多く整備進捗も思わしくありません。新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、デイサービス・訪問介護・ショートステイが備わっている介護事業は地域に大きな役割を担っていると思います。日常生活圏域(中学校区)だけを見るのではなく適材適所への配置、例えば高齢化率の高い地域での整備を隣地の中学校区での配置等で検討するなどの模索もいいのではないかと思います。	日常生活圏域については、仙台市として各地域密着型サービスの基盤を整備する単位としており、全国的にも同様に整備が行われているものです。 ご指摘のとおり、小規模多機能型居宅介護の整備については、日常生活圏域によって進捗に差がございます。次期計画においても未整備地区の整備に重点的に取り組むこととなりますが、地域ごとの実情、例えば高齢化率や周辺のその他サービス基盤の状況などを踏まえた整備についても検討を行っていきたいと考えております。

○【施策7】多様な介護人材の確保・育成と働きやすい環境づくりの推進についてのご意見（3件）

No.	ご意見	本市の考え方
35	23ページの第3章施策7「多様な介護人材の確保・育成と働きやすい環境づくりの推進」について、「介護職員のキャリア形成、スキルアップへの支援を進めます。」としていますが、言葉だけで説得力がありません。ついては、別添資料としてキャリアパスの標準的なモデルを発表してはいかがでしょうか？ そこでは、①望ましい給与体系・職階②望ましいスキル・能力③望ましい研修体系・ステップが盛り込まれるべきです。	介護職員が働いている事業所・施設は、運営法人の種類や規模も様々であり、また、提供するサービス内容や併設する事業所との兼務の状況などにより、職員構成も大きく異なります。このため、標準的なモデルをお示しすることは困難ですが、各事業者のキャリアパスの導入状況の把握・分析を行い、集団指導等において情報共有をするなど、支援を行ってまいります。

No.	ご意見	本市の考え方
36	23ページの第3章施策7「多様な介護人材の確保・育成と働きやすい環境づくりの推進」について、「業務の効率化を図ることにより、介護現場の生産性を高める」とありますが、「生産性」は経済用語であり介護の現場には馴染みません。介護労働を物の生産と同視するような記述は止めるべきです。介護報酬改定で「深夜帯職員一人も可」とするような運営基準の緩和が報告されていますが、これとつながる考え方で、介護人材を遠ざけ介護現場からは受け入れられません。(ページ34(4)にも「生産性向上」の記載があります。)	「介護現場の生産性」との文言は、厚生労働白書などでも用いられているところです。介護現場において、適切な介護サービスの提供が最も大切なことは勿論ですが、介護職員の負担軽減の観点から、効率性に配慮する必要もあることを分かりやすく表現するために、当計画においても同様に記載しているものでありますことから、原案のとおりとさせていただきます。
37	32ページの第4章施策7「多様な介護人材の確保・育成と働きやすい環境づくりの推進」について、介護人材を確保するためには、さらなる処遇改善が実施できる報酬体系となるよう、国に対し積極的に働きかけ、実現するよう要求すべきであり、その旨を中間案に明記すべきです。	介護職員の安定確保につながる適切な介護報酬の設定に向けた国への働きかけについては、現行計画にも記載し、これを行っているところであり、次期計画においても同様に働きかけを行ってまいります。

○介護保険対象サービスの見込量についてのご意見 (3件)

No.	ご意見	本市の考え方
38	36ページ第5章に[サービスの種類ごとの見込量]の表がありますが、最終年度の令和2年の記載が無く分かりにくくなっています。ついては、見込量で良いので記載が望ましいと思います。	次期計画期間におけるサービスの種類ごとの見込量については、これまでの利用状況や今後の基盤整備量の見込みをもとに推計しており、直近の確定値である令和元年度実績を記載し、実績が未確定である令和2年度の利用状況は記載しておりません。
39	36ページの第5章[サービスの種類ごとの見込量]の表について、令和2年度の数値が記載されていないため、どのようにして令和5年度の数値になっているのか伺いたい。また、14ページの[介護保険施設整備状況]に令和2年度の10月時点の数値が記載されているが、その数値の見方についても伺いたい。	次期計画期間におけるサービスの種類ごとの見込量については、これまでの利用状況や今後の基盤整備量の見込みをもとに推計しております。14ページの数値については、表の「平成30年度末」、「令和元年度末」、「令和2年度」の「定員」欄は各年度の整備の進捗状況を示しており、「令和2年度」の「目標定員」は、第7期計画における目標の定員数、その右側の「第7期目標数」は、第7期で整備する目標数、一番右側の「第7期選定数」については、「第7期目標数」に対して現時点で選定が終わっている定員数ということで記載しております。



No.	ご意見	本市の考え方
40	<p>36ページの第5章[サービスの種類ごとの見込量]の表で、「地域支援事業の量の見込み」について、介護予防事業は、運動機能の維持・向上だけでなく、高齢者の生きがいづくりや社会参加にもつながる重要な役割を担う事業のひとつに位置づけられています。地域の実情や利用者のニーズに見合った地域支援事業の量の計画策定を求めます。</p> <p>また、生活支援訪問型サービス事業者が少ない要因のひとつは、仙台市による人材育成が進んでいないことといえます。目標数を明記したうえで仙台市の責任において人材育成の計画を明示すべきです。</p>	<p>一般介護予防事業は65歳以上の方を対象としており、特定の高齢者を対象としておりませんので、利用者数の把握や今後の見込量を推計し事業を実施することは検討していませんが、一般介護予防事業を実施するに当たり、それぞれの地域の特性や課題の解決を意識して実施しております。また、一般介護予防事業は自立支援・重度化防止を目的とし、介護が必要な状態になっても、生きがい・役割をもって参加できる場として重要な役割を担っておりますので、今後とも、ご意見を踏まえて取り組んでまいります。</p> <p>生活支援訪問型サービスについては、当該サービスに従事する「訪問支援員」の養成研修を実施しており、令和2年12月末時点で604名の方が修了されておりますが、この研修を修了された方が、サービス事業所に就業できていない状況があることから、今後、研修修了者とサービス事業所のマッチングを促進する手法について検討してまいります。</p>

### ○介護保険料についてのご意見

No.	ご意見	本市の考え方
41	<p>37ページ第6章1「保険料段階の設定」について、仙台市の介護保険料は3年ごとに引き上げられ、介護保険制度創設時である平成12年度の月額基準2,863円の2倍以上になります。際限のない保険料の引き上げは、高齢者の家計をじりじりと圧迫しています。所得により介護保険料を支払えない高齢者も増えているのが現状としてあり、介護保険制度への信頼を揺るがしかねない問題です。保険料の高騰を抑えるためには国の負担割合を大幅に引き上げることでしか実現できません。仙台市として国に対し国の負担割合の引き上げを求めるとともに保険料の引き上げを少しでも抑制できるよう再検討することを求めます。</p>	<p>保険料負担が過重とならないよう、従来より、負担割合の引き上げについて、国に求めているところであり、今後も働きかけを行ってまいります。</p> <p>また、本市においては、国の標準より細分化した保険料段階の設定による負担割合の緩和などにより、所得の状況に応じた適正な保険料水準を確保するとともに、介護予防や健康づくりの推進等により、保険給付費の増加を抑え、保険料上昇の抑制につながる取り組みにも努めてまいります。</p>
42	<p>38ページの「令和3年度～令和5年度における介護保険料の試算」で保険給付費の財源構成について、地域支援事業(総合事業)と地域支援事業(包括的支援事業)ですが、これは地域支援事業(総合事業)に第2号被保険者の保険料が入っていて、地域支援事業(包括的支援事業)に第2号被保険者の保険料が入っていないというのは、逆なのではないでしょうか。</p>	<p>保険給付費等の財源は介護保険法で規定されており、地域支援事業のうち包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者の負担がございません。</p>